

新規高等学校卒業予定者の採用選考に係る留意点

【次第】

- 1 新規学校卒業者の採用に関する指針について
- 2 令和5年3月 新規高等学校卒業予定者の採用選考等について
- 3 採用選考について
- 4 採用内定後について

滋賀労働局職業安定部職業安定課

1

令和5年3月 新規高等学校卒業予定者の選考開始日等について

●高等学校卒業者に係る日程



2

1 新規学校卒業者の採用に関する指針について

以下の事案が発生しないようにお願いします

- ① 求人取消
- ② 募集人数の削減
- ③ 労働条件の不利益変更
- ④ 採用内定取消
- ⑤ 入職時期の繰り下げ

本人、その家族に与える影響が甚大

企業の社会的責務

○新規学校卒業者の採用に関する指針

「新規学校卒業者等の採用手引」 参考資料1(28頁) 参照

3

令和5年3月 新規高等学校卒業予定者の選考開始日等について

●高等学校卒業者に係る日程



4

2-1 令和5年3月 新規高等学校卒業予定者の選考等について

●応募前見学について

生徒が、職業・職場についての理解を深め、適切に職業選択を行うことができるようになることを目的として実施しています。

※ 応募前見学の場で、次のことが生じないようにご注意ください

- ① 参加生徒の個人情報を収集すること
- ② 応募前見学が実質的に採用選考の場となること
- ③ 見学時の様子・態度が参加生徒の評価につながることに
- ④ 採用選考において見学の有無を考慮すること

令和5年3月 新規高等学校卒業予定者の選考開始日等について

●高等学校卒業者に係る日程



2-2 令和5年3月 新規高等学校卒業予定者の選考等について

●推薦の開始

応募書類は9月5日以降に到達するように学校から送付されます。

応募書類は、『近畿高等学校統一用紙』が使用されます。



紹介書、履歴書、調査書

- 上記以外の事業所の特定用紙、戸籍謄本(抄本)、住民票等の提出を求めないでください。
- 採用(内定)後も、戸籍謄本(抄本)等を求めないでください。

7

2-3 令和5年3月 新規高等学校卒業予定者の選考等について

●選考の開始

9月16日以降選考開始。

応募書類到達後、速やかに、選考期日、場所等を決定し、学校を通じて本人に通知してください。

選考に当たっては、公正な採用選考をお願いします。

8

2-4 令和5年3月 新規高等学校卒業予定者の選考等について

●滋賀県の採用選考に係る「申し合わせ」について

滋賀県高等学校就職問題検討会議（平成14年度（2002年度）最終報告）

○求人提出後（10月以降の場合を含む）一次選考が終わるまでは、
一人一社制、指定校制とし、応募推薦枠は3倍以内とする。

○10月1日以降の未充足求人については、複数応募（2社まで）を可能とする。

令和5年3月 新規高等学校卒業予定者の選考開始日等について

●高等学校卒業者に係る日程



2-5 令和5年3月 新規高等学校卒業予定者の選考等について

●選考結果の通知

選考後3日以内(遅くとも1週間以内)に、学校を通じて本人へ通知をお願いします。

不採用者が生じた場合は、不採用の理由を詳細・具体的に学校へ連絡し、応募書類を返却してください。

●選考結果の報告

9月25日現在の状況を、9月30日までに、管轄のハローワークへ報告してください。
それ以降は、充足するまでの間、毎月月末現在の状況を翌月3日までに報告してください。充足した場合は、その時点で報告してください。

報告様式  「新規高等学校卒業予定者の採用(内定)状況報告」

3 採用選考について

●採用選考について

面接にあたっては、

①本人に責任のないことがら(家庭の資産・住居・家族の職業など)

②本来、自由であるべきもの(思想・信条・宗教・支持政党・愛読書など)

の質問は、適性・能力に関係のないことがらであるため、質問しないでください。

3 採用選考について

●採用選考について

試験問題の作成にあたっては、

職務遂行に必要な知識、能力を持っているかどうか、を判断することを念頭に置き、学校教育の内容(履修科目等)を十分考慮のうえ、出題してください。

3 採用選考について

選考にあたっては、応募者の適性と能力が職務を遂行する上で必要とされている条件に適合するかどうか、を判断の基準としてください。

選考前に必ずお読みください。

**【採用にあたって】(55頁～79頁)
公正な採用選考をお願いします。**

4 採用内定後について

●採用内定後

実習・教育訓練、懇談会名目で呼び出したり、レポート類の課題を求めることは行わないでください。

○卒業式前に呼び出しできるのは制服の採寸のみとなります。

○その際も学校を通じて連絡をとり、勉学に支障をきたさないよう配慮をお願いします。

4 採用内定後について

●誓約書、身元保証書等について

○サービス上遵守しなければならない事項(就業規則等)について、本人、保証人に内容を十分説明し、理解を得たうえで、提出は入社後にしてください。

○差別につながる不適正な項目がないか、そもそも提出を求める必要性も含め再度、点検してください。

4 採用内定後について

以下の事案が発生しないようにお願いします

- ① 求人取消
- ② 募集人数の削減
- ③ 労働条件の不利益変更
- ④ 採用内定取消
- ⑤ 入職時期の繰り下げ

本人、その家族に与える影響が甚大

企業の社会的責務

○新規学校卒業者の採用に関する指針

「新規学校卒業者等の採用手引」 参考資料1(28頁) 参照

4 採用内定後について

新規学校卒業者の採用に関する指針

『新規学校卒業者等の採用手引』 参考資料1 (30頁) 参照

(抜粋)

4 採用内定取消し等の防止

- ① 事業主は、採用内定を取り消さないものとする。
- ② 事業主は、採用内定取消しを防止するため、最大限の経営努力を行うなどあらゆる手段を講ずるものとする。
- ③ 事業主は、やむを得ない事情により、どうしても採用内定取消し又は入職時期繰り下げを検討しなければならない場合には、あらかじめ公共職業安定所に通知するとともに、公共職業安定所の指導を尊重する。

ご静聴ありがとうございました

【お問い合わせ先】

・滋賀労働局職業安定部

【求人受理関係】 職業安定課 ☎ 077-526-8609

【採用選考関係】 職業対策課 ☎ 077-526-8686

・管轄ハローワーク

滋賀労働局 ホームページをご確認ください

